

宮崎県社会的養育推進計画（素案）の概要

計画策定の背景

- 児童福祉法改正（平成28年6月）
 - ・子どもが権利の主体であることの位置づけ
 - ・「家庭養育優先原則」の明記
- 新しい社会的養育ビジョン（平成29年8月）
 - ・改正児童福祉法の理念の具現化
 - ・改革の工程と数値目標の提示
- 都道府県社会的養育推進計画策定要領（平成30年7月）
 - ・既存の「都道府県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し新たに「都道府県社会的養育推進計画」の策定を要請

宮崎県家庭的養護推進計画

- 平成27年10月策定
- 基本理念

できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができる社会的養護体制の整備
- 基本的方向性
 - ①家庭的養護の推進
 - ・里親等委託の推進
 - ・施設の小規模化推進、施設の地域偏在の解消
 - ※目標値（令和11年度）
施設:36.3%、グループホーム:28.7%、里親等委託:35.0%
 - ②専門的ケアの充実及び人材の育成
 - ③自立支援の充実
 - ④家族支援及び地域支援の充実
 - ⑤被措置児童等の権利擁護の推進

見直し

本県の現状

- 里親・ファミリーホーム委託児童（平成31年3月31日時点） 57人
- 施設入所児童（平成31年3月31日時点） 368人
（乳児院 26人、児童養護施設 342人）
- 里親等委託率（平成31年3月31日現在） 13.4%
（参考）国：19.7%（平成30年3月31日現在）
- 登録里親数（平成31年3月31日時点） 127世帯
- 養子縁組成立件数 2.6件（平成26年度～平成30年度平均）
- 児童虐待相談対応件数 560件（平成25年度）⇒ 1,379件（平成30年度）
- 子育て世代包括支援センター 12市町村設置
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点 3市町設置
- 母子生活支援施設 なし
- 退所児童等アフターケアセンター 1箇所
- 子どもの権利ノート 全ての施設入所・里親等委託児童に配付

宮崎県社会的養育推進計画

◆ 基本理念

養育において保護や支援を必要とする子どもの最善の利益の実現

□ 計画期間

令和2年度から令和11年度まで（10年間）

前期：令和2年度から令和6年度まで
後期：令和7年度から令和11年度まで

□ 計画の推進

- ・令和6年度末及び各期の中間年を目安として進捗状況を検証
- ・検証結果を踏まえ、必要に応じて計画を見直す

取組内容

① 当事者である子どもの権利擁護

- ・子どもの権利ノート等による子どもへの説明の徹底
 - ・子どもが意見を表明しやすい環境づくりの推進
 - ・子どもの意見を酌み取る方策の検討
 - ・子どもの権利を第三者が代弁する仕組みの検討
- 評価指標：入所児童アンケートにおいて「自分の意見を伝える機会がある」と答えた児童の割合
[R1] 75.2% ⇒ [R6] 100% ⇒ [R11] 100%

② 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

- ・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進
 - ・児童相談所と支援拠点との連携強化
 - ・市町村の子育て支援メニューの充実支援
 - ・母子生活支援施設の設置
- 評価指標：子ども家庭総合支援拠点設置市町村数
[R1] 3市町村 ⇒ [R6] 26市町村 ⇒ [R11] 26市町村

③ 里親等への委託の推進に向けた取組

- ・市町村等との連携による里親制度の普及促進
 - ・研修の充実等による里親の養成拡大・養育力向上
 - ・里親普及促進センターみやざきを中心としたチーム養育による里親支援の充実
 - ・里親養育支援児童福祉司の児童相談所への配置
- 評価指標：里親等委託に係る目標（令和11年度末）
・里親等委託率：
3歳未満:54% 3歳以上の就学前:44% 学童期以降:35%
・登録里親数：2 2 5世帯

④ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・特別養子縁組制度の啓発
 - ・家族再統合が困難な子どもの特別養子縁組の検討
 - ・未委託の養子縁組里親の養育実習機会の拡大
 - ・予期しない妊娠等で実親による養育が困難な乳児の養子縁組を支援する仕組みづくりの検討
- 評価指標：養子縁組成立件数
[H26～30平均] 2.6件 ⇒ [R6] 4件 ⇒ [R11] 5件

⑤ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・施設の小規模化・地域分散化を計画的に推進
 - ・専門性を生かした施設の高機能化及び多機能化・機能転換の推進について検討
 - ・施設職員の処遇力向上のための人材育成研修の充実
- 評価指標：施設定員（乳児院・児童養護施設）
[R1] 4 5 5人 ⇒ [R6] 3 8 9人 ⇒ [R11] 3 3 6人

⑥ 一時保護改革に向けた取組

- ・個室整備等による一時保護所の環境改善
 - ・一時保護委託が可能な里親の養成拡大
 - ・一時保護専用施設の整備支援
 - ・一時保護所職員を対象とした研修の充実
 - ・一時保護中の子どもへの権利擁護に配慮した対応
- 評価指標：一時保護委託里親数
[H30] 5世帯 ⇒ [R6] 1 5 5世帯 ⇒ [R11] 2 5 5世帯

⑦ 社会的養育自立支援の推進に向けた取組

- ・自立援助ホームでの施設退所後の子どもたちへの自立支援
 - ・アフターケアセンターによる施設入所中から退所後の自立までの継続的な自立支援の充実
 - ・生活安定・資格取得のための経済的支援、身元保証
- 評価指標：自立援助ホームの実施箇所数
[R1] 2箇所 ⇒ [R6] 3箇所 ⇒ [R11] 4箇所

⑧ 児童相談所の強化に向けた取組

- ・児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の適正配置による体制・専門性強化
 - ・児童相談所職員の人材育成の強化
 - ・市町村、警察、教育委員会等関係機関との連携
 - ・宮崎市の児童相談所設置検討に対する支援
- 評価指標：児童相談所の児童福祉司数
[R1] 3 0人 ⇒ [R6] 国の配置基準 ⇒ [R11] 国の配置基準